

用語の解説

1 事業所

一般に工場、製作所、製造所または加工所などと呼ばれていて、1区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。

2 従業者数

常用労働者数と個人事業主および無給家族従業者数との合計で、常用労働者には次の者を含んでいる。

- ① 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 11月および12月の各月において18日以上雇用された者
- ③ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ④ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

月別常用労働者数計は、常用労働者の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したもの。個人事業主、無給家族従業者、臨時雇用者は含まれていない。

3 製造品出荷額等

平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず・廃物の出荷額、修理料収入額およびその他の収入額の合計

- ① **製造品出荷額** — その事業所の所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造されたものを含む。）で、平成22年中に出荷されたものの額。次のものの額も含められる。
 - a 同一企業に属する他の事業所に引き渡したものの
 - b 自家使用したもの
- ② **加工賃収入額** — 他の企業の所有する主要原材料によって製造し、または他の所有する製品もしくは半製品に加工・処理を加え、平成22年中に引き渡したものに対して受け取った、または受け取るべき額
- ③ **その他の収入額** — 冷蔵保管料の額、転売収入、建設業収入、サービス業収入などの額

4 現金給与総額

平成22年1年間に常用労働者のうち雇用者に対し支給された基本給・諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額、およびその他の給与額の合計額。

「その他の給与額」：常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当および出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業へ出向させている者に対する負担額等の合計

5 原材料使用額等

事業所が生産のため使用した原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に
関連する外注費および転売した商品の仕入額の年間合計額

6 有形固定資産

事業所で繰り返し使用する建物、構築物、機械、各運搬具等で、1年以上の使用に
耐え、かつその価値が10万円を超える器具類および土地

- ① 年初現在高一 平成22年1月1日現在で事業所が所有する有形固定資産額
- ② 取得額一 平成22年1年間の増加額
同一企業に属する他の事業所から引き渡しを受けたものも含まれる。
- ③ 除却額一 平成22年1年間に売却、撤去、滅失または同一企業に属する
他の事業所への引き渡しをした有形固定資産の額
- ④ 減価償却額一 減価償却費として有形固定資産勘定から控除された金額および
減価償却引当金として計上された金額
- ⑤ 建設仮勘定一 建設過程にある有形固定資産に対する種々の出費を整理するた
め、会計処理上の方法として設けられた勘定
建設仮勘定の増は、平成22年1年間にこの勘定の借方増加に
加えられた額で、減は、平成22年1年間にこの勘定から他の
勘定に振り替えられた額

7 リース契約による契約額および支払額

リース契約とは、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解
約のできない賃貸借契約で、契約額、支払額は次のとおりである。

- ① 契約額一新規のリース契約により平成22年1月から12月までに納入または
設置されて検収が完了し、物件借受書を交付したリース物件の契約額
- ② 支払額一平成22年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払
った月々のリース料の年間合計金額（平成22年以前にリース契約し
た物件に対する支払リース料も含む。）

8 工業用地

- ① 敷地面積一平成22年12月31日現在において事業所が使用している敷
地（借地を含む。）の全面積
ただし、生産設備の敷地と道路等で明確に区別されている社宅、
寄宿舎、グラウンドその他の福利厚生施設等は除く。
- ② 建築面積一事業所敷地内にあるすべての建物の面積
平成22年12月31日現在建築中のものであっても、建設仮
勘定として計上したものは含む。
- ③ 延べ建築面積一事業所の敷地内にあるすべての建物の各階の面積の合計

9 工業用水

平成22年1月1日から平成22年12月31日までの1年間に事業所で使用した用水量。1日当たり用水量は総水量を年間操業日数で割ったもので、水源別用水量、用途別用水量は次のとおりである。

- ① 水源別用水量 — 工業用水道、上水道、井戸水、その他の淡水、回収水の水源別用水量
- ② 用途別用水量 — ボイラ用水、原料用水、製品処理用水と洗じょう用水、冷却用水と温調用水、その他（飲料水、雑用水を含む。）の用途別用水量

10 算式

① 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品と仕掛品年末価額－半製品と仕掛品年初価額）

② 付加価値額

（1）従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品と仕掛品年末価額} - \text{半製品と仕掛品年初価額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1)) \\ &\quad + \text{推計消費税額}(*2) - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

（2）従業者29人以下の事業所

在庫額等が調査項目に含まれていないため、粗付加価値額を付加価値額とみなす

③ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

④ 従業者1人1か月当たり付加価値額

$$= \frac{\text{付加価値額}}{\text{『個人事業主および無給家族従業者数』} \times 12 + \text{常用労働者の毎月末現在数の合計}}$$

⑤ 有形固定資産投資額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の増加額
－建設仮勘定の減少額

⑥ 付加価値率＝ $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑦ 原材料率＝ $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑧ 減価償却率＝ $\frac{\text{減価償却額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

現金給与総額

$$\textcircled{9} \quad \text{現金給与率} = \frac{\quad}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

*1：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計

*2：推計消費税額＝「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」等を用いて推計により算出した消費税額

工業統計調査における産業分類の改正の動き（平成6年～）

- 1 平成5年における日本標準産業分類の第10回改訂に伴い、平成6年調査に用いる商品分類表についても改訂があった。主な改正点は以下のとおりである。
 - ア「14 繊維工業品」中、「ニット製品」を「15 衣服・その他の繊維製品」に移行した。
 - イ「16 木材・木製品」中、「木型」を「34 その他の製品」に移行した。
 - ウ「22 プラスチック製品」中、「電気機械器具用プラスチック製品」の一部を「光ファイバーコード」として「27 非鉄金属」に移行した。
 - エ「25 窯業・土石」中、「光ファイバー」の一部を「光ファイバーコード」として「27 非鉄金属」に移行した。
 - オ「30 電気機械器具」中、「電子計算機、同附属装置の部分品・取付具・付属品」の一部を「その他の情報記録物」として「34 その他の製品」に移行した。
 - カ「30 電気機械器具」中、「ビデオ機器の部分品・取付具・付属品」の一部を「ビデオディスクレコード」および「ビデオテープレコード」として「34 その他の製品」に移行した。
 - キ「32 精密機械器具」中、「医療用計測器」を「30 電気機械器具」に移行した。
 - ク「34 その他の製品」中、「コルク製品」を「16 木材・木製品」に移行した。

*この、結果表中、平成5年調査分産業中分類別統計表の数値については、新分類に置き換えた上で、平成6年調査分と前年比較した。ただし、前年比較を行わない統計表については、旧分類とした。（表中に「旧分類」と表示した。）
- 2 平成7年調査で産業中分類「25 金属」に分類していた眼鏡用金属部品の溶接加工を平成8年調査から「31 精密機械」に分類したため相互の増減が大きくなっている。
- 3 平成14年における日本標準産業分類の第11回改訂に伴い、平成14年調査から以下の点を変更した。
 - ・「もやし製造業」は大分類『A-農業』へ、「新聞業」および「出版業」は大分類『H-情報通信業』へと製造業以外の大分類に移行し、工業統計調査の対象外となった。

- ・「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3業種に分割された。
- ・「武器製造業」は「その他の製造業」へ統合した。

以上の変更により、本報告書では次のように取り扱った。

- ・「もやし製造業」については、産業中・細分類からは特定できないため、過去の数値をそのまま使用している。
- ・平成13年までの「印刷・同関連業」の数値には「新聞業」「出版業」が含まれている。
- ・その他の変更のあった業種については、平成13年の数値を新産業分類に基づいて、それぞれ分割・統合した。

4 平成19年における日本標準産業分類の改訂に伴い、平成20年調査から以下の点を変更した。

- ・「衣服・その他の繊維製品製造業」は、「繊維工業」へ統合した。
- ・「パルプ・紙・紙加工品製造業」のうち繊維板製造業は、「木材・木製品製造業」へ移設した。
- ・「化学工業」のうち化学繊維製造業と、「窯業・土石製造業」のうち炭素繊維製造業は、「繊維工業」へ移設した。
- ・「一般機械器具製造業」は、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」の3業種に分割した。
- ・「電気機械器具製造業」のうちビデオ機器製造業は、「情報通信機械器具製造業」へ移設した。
- ・「電気機械器具製造業」のうち磁気テープ・磁気ディスク製造業は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」へ移設した。
- ・「輸送用機械器具製造業」のうちその他の産業用運搬車両（ショベルトラック）は、「生産用機械器具製造業」へ移設した。
- ・「精密機械器具製造業」は分割し、「業務用機械器具製造業」と「その他の製造業」へ移設した。
- ・「その他の製造業」のうち武器製造業は、「業務用機械器具製造業」へ移設した。

産業分類新旧対照表

旧産業分類		新産業分類
09 食料品製造業 (もやし製造業は除く)		09 食料品製造業 (もやし製造業は除く)
10 飲料・たばこ・飼料製造業		10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業		11 繊維工業
12 衣服・その他の繊維製品製造業	統合	12 木材・木製品製造業
13 木材・木製品製造業		13 家具・装備品製造業
14 家具・装飾品製造業		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15 印刷・同関連業 (新聞業・出版業は対象外)
16 印刷・同関連業 (新聞業・出版業は対象外)		16 化学工業
17 化学工業	一部移設	17 石油製品・石炭製品製造業
18 石油製品・石炭製品製造業		18 プラスチック製品製造業
19 プラスチック製品製造業		19 ゴム製品製造業
20 ゴム製品製造業		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 なめし革・同製品・毛皮製造業		21 窯業・土石製造業
22 窯業・土石製造業	一部移設	22 鉄鋼業
23 鉄鋼業		23 非鉄金属製造業
24 非鉄金属製造業		24 金属製品製造業
25 金属製品製造業		25 はん用機械器具製造業
26 一般機械器具製造業	分割	26 生産用機械器具製造業
27 電気機械器具製造業	一部移設	27 業務用機械器具製造業
28 情報通信機械器具製造業		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電子部品・デバイス製造業		29 電気機械器具製造業
30 輸送用機械器具製造業	一部移設	30 情報通信機械器具製造業
31 精密機械器具製造業	分割	31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業	一部移設	32 その他の製造業